

太子町日常生活用具給付等事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、太子町地域生活支援事業実施要綱（平成19年太子町要綱第4号。以下「要綱」という。）第2条第3号に掲げる日常生活用具給付等事業（以下「事業」という。）について、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）に対し自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もって障がい者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者及び用具の種目等)

第2条 事業の対象者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者とする。

(1) 別表第1を適用する者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）を有する者で18歳以上のもの

(2) 別表第2を適用する者

ア 身体障害者手帳を有する者で18歳未満のもの

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）に基づく療育手帳を有する者
ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳を有する者

(3) 別表第3を適用する者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）別表に掲げる特殊の疾病による障がいにより継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度とする者

2 事業による給付（以下「給付」という。）を受けることができる用具の種目、性能、基準額及び耐用年数は、別表第1及び第2のとおりとする。ただし、給付は、本町に居住する者（現に本町の区域外に存する施設に入所している者で、当該施設に入所する前に当町に居住していたものを含む。）に限るものとし、介護保険法（平成9年法律第123号）により同等品の貸与又は購入費の支給を受けることができるときは、その限度において給付しない。

3 第1項の対象者のうち、同項の申請に係る障がい者等及びその属する他の世帯員のうちいずれかの者について、日常生活用具の購入のあった月の属する年度分（日常生活用具の購入のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度分）の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額が460,000円以上である場合は給付しない。

(申請)

第3条 日常生活用具の給付を受けようとする者（18歳未満で身体障害者福祉法別表に掲げる障がいがある者（以下「身体障がい児」という。）又は18歳未満の知的障がい者（以下「知的障がい児」という。）にあっては、その保護者。以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式

第1号)に申請者の属する世帯の前年分(1月から6月までの申請にあつては、前々年分)の町民税の課税状況を証する書面を添えて、太子町長(以下「町長」という。)に提出しなければならない。

(給付等の決定等)

第4条 町長は、申請書の提出があったときは、速やかに日常生活用具給付調査書(様式第2号)により当該申請者の身体的状況、経済状況、介護状況等を調査し、給付の可否を決定するものとする。この場合において、給付の対象者に該当するか判別し難いときは、知的障がい児にあっては児童相談所(児童福祉法(昭和25年法律第164号)第12条に規定する相談所をいう。)の長、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者及び身体障がい児にあっては身体障害者更生相談所(同法第11条第1項に規定する身体障害者更生相談所をいう。)の長及び18歳以上の知的障がい者にあっては知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所をいう。)の長に意見を聞くものとする。

- 2 町長は、給付を決定したときは、日常生活用具給付決定通知書(様式第3号)により申請者にその旨を通知するとともに、日常生活用具給付券(様式第4号。以下「給付券」という。)を交付するものとする。
- 3 町長は、給付が適当でないと認めたときは、日常生活用具給付却下決定通知書(様式第5号)により申請者にその旨を通知するものとする。

(用具の給付等)

第5条 町長は、用具の給付を行う場合は、用具の製作又は販売を業とする者(以下「業者」という。)に当該用具の給付及び納品について指示するものとする。

(点字図書の給付)

第6条 点字図書の給付を受けようとする視覚障がい者(身体障がい者のうち、視覚に障がいを持つ者(視覚障がい児を除く。)をいう。以下同じ。)又は視覚障がい児(視覚障がい者のうち、18歳未満の者をいう。以下同じ。)(以下「点字図書購入者」という。)は、点字図書給付対象出版施設(以下「出版施設」という。)に給付を希望する点字図書の点字図書発行証明書(以下「証明書」という。)の発送を依頼し、その証明書を添えて町長に申請するものとする。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、出版施設等の事項を確認のうえ、点字図書給付台帳(以下「給付台帳」という。)に必要事項を記載し、証明書に証明印を押印したうえで、点字図書購入者に交付するものとする。
- 3 点字図書購入者は、証明書に自己負担額(一般図書の購入価格に相当する額をいう。)を添えて、出版施設に申し込み、点字図書の給付を受けるものとする。
- 4 町長は、出版施設からの請求に基づき、給付台帳と確認のうえ、公費負担分(点字図書価格から自己負担額を控除した額)を出版施設に支払うものとする。

(費用負担等)

- 第7条 第4条第2項の給付決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、給付を希望する用具の価格が別表第1及び別表第2の基準額に満たない場合はその用具の価格の1割の額（円未満を切り上げた額）を、基準額を超える場合は基準額の1割の額（円未満を切り上げた額）に基準額を超えた額の全額を加算した額を、給付券に添えて業者に支払わなければならない。
- 2 前項の規定に関わらず、生活保護受給世帯に属する者については費用の負担はないものとし、町民税非課税世帯に属する者については0円、町民税課税世帯に属する者については24,000円をそれぞれ月額負担上限額とする。
- 3 町長は、用具を納入した業者からの請求により、当該用具の購入等に要する費用から用具の給付等の決定通知を受けた者が直接当該業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において用具の給付に係るときは、給付券を添えて請求するものとする。
- 4 用具の給付等を受けた者は、当該用具の維持及び修理に要する経費を負担しなければならない。

(用具の使用方法及び管理)

- 第8条 町長は、用具の給付を受けた者（以下「受給者」という。）に対し、当該用具の使用等について指導を行うものとする。
- 2 受給者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 町長は、受給者が前項の規定に違反した場合は、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(給付台帳の整備)

- 第9条 町長は、給付の状況を把握するため、日常生活用具給付台帳（様式第6号）を作成するものとする。

(委任)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 （平成19年要綱第10号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年1月23日から施行し、平成18年10月1日から適用する。
(太子町重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
- (1) 太子町重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成3年太子町要綱第58号）
 - (2) 太子町点字図書給付事業実施要綱（平成4年太子町要綱第60号）
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の際、廃止前の太子町重度身体障害者日常生活用具給付

等事業実施要綱第6条の規定、太子町点字図書給付事業実施要綱第6条第5項の規定、による事業者に対して支払う公費負担分の支払事務等については、この要綱の施行後も、なお効力を有する。

附 則 (平成20年要綱第25号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年要綱第22号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年要綱第17号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
(難病患者等日常生活用具給付事業運営要綱の廃止)
- 2 難病患者等日常生活用具給付事業運営要綱(平成9年要綱)は廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の際、現に難病患者等日常生活用具の給付を受けている者は、この要綱の規定により給付を受けたものとみなす。